

第1章 総則

第1条 規約の適用

本規約は、株式会社ピーシーデポコーポレーション(以下「当社」)が販売する、月額会員制高速ワイヤレスインターネットと保守サービス(以下「本商品」といいます)、のセット販売の契約者に遵守される規約となります。本商品を申し込み時点まで、本規約に同意したものとします。また、契約者が当社の提供する「本商品」並びにクリニックサービスを利用する際には、別紙「クリニックサービス「約款」」に定める内容/当社の責任範囲も包括して同意したものとします。
また、アップル株式会社(以下「アップル」)の「AppleCareProtectionPlan」(以下「APP」)により提供される「Appleバリューパックオプション」サービスをお申し込みいただく場合、アップルが定める別紙「APP規約」に同意したものとします。

第2条 会員

- 当社が販売する、本商品に当社指定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、商品区分を指定して申し込まれた方で当社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といいます。
- 本商品のサービス適用対象として当社が認定したパソコンをサービス加入パソコンといいます。サービス加入パソコンについては、専用の保管用紙に製品名、シリアル(製造)番号を当社にて記入します。
- 当社が審査のうえ入会を承認した本会員に対して、当社はEdy機能のついたプレミアムメンバーカード(以下「本カード」という。)を発行いたします。Edyの利用に関しては、Edyの定める会員規約に準じます。
- 本会員の加入した本商品の利用料金は、回収代行サービス「CoDenペイメント」により、本商品と同時に申し込み頂いた光インターネット回線の月額料金と合算してのお支払いとなります。CoDenペイメントとは、第6条に定める本商品・サービス等について、当社に代わりNTTコミュニケーションズが請求と回収を行うサービスです。本会員は、CoDenペイメントの利用により、NTTコミュニケーションズが発行する請求書または口座振替によるお支払いが可能になります。本会員は、本サービスの申し込みの際に、本サービスの支払について別紙「CoDenペイメント利用規約」を承諾し、CoDenペイメントを利用することを申し込むこととします。

第3条 プレミアムメンバーカードの管理

- 本カードは当社の管理するお客様番号と本カードに記載されているお客様番号により関連付けられた本会員以外には使用できません。
- 本カードの所有権は本会員にあります。本会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードおよび本カード情報を使用し管理しなければなりません。また、本会員は他人に対し、本カードを貸与、預託、譲渡すること、また、本カード情報を預託、もしくは使用させることを一切してはなりません。本カードには電子マネーエディ機能が付いております。本カードの紛失に対して発生し得るいかなる損害も当社はその責を負わないものといたします。万一本カードを紛失した場合は、Edy救急ダイヤルに連絡してください。Edy救急ダイヤルにて以後、チャージされないように機能を停止することができます。また、紛失・盗難時にチャージされていたEdy残高は返還されません。また、紛失等の際には本カードの再発行が必要になります。再発行に関しては、トータルサービスコールセンターにご連絡ください。また、再発行に際しては、第3章第13条に準じた手数料1,000円が発生いたします。
- 本カードによって、本商品に加入した本会員であることが証明されます。本カードがないと本商品にて提供されるサービスや特典を利用できないことがあります。

第4条 プレミアムメンバーカードの機能

- 本カードを店頭にて提示することにより、本商品の加入プランに含まれるサービスをご利用いただくことができます。
- 本カードには電子マネーEdy機能が付いております。本カードに現金をチャージしていただくことにより、Edy加盟店にてお支払いにご利用いただくことができます。Edyチャージは、1回の入金につき25,000円まで合計残高が50,000円までチャージできます。チャージは一部のEdy加盟店、Edyチャージャーなどでチャージすることができます。電子マネーEdyの詳細ご利用方法は、<http://www.edy.jp>をご覧ください。

第5条 規約の変更

当社は、一定の予告期間をもって当社指定の方法により本会員に通知することにより、この規約を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内、会員契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本会員による承諾があったものとみなします。

第2章 本商品

第6条 本商品のサービス内容と範囲

本商品には、当社が本商品料金表に定めるプランがあります。各商品の内容は、第6条第1項の商品の組合せにより提供されます。また、本商品は、パソコンに適用されるサービスであり、当社がサービス適用対象として認定したサービス加入パソコンに対して取り扱いたします。サービス加入パソコンについては、専用の保管用紙に製品名、シリアル(製造)番号を当社にて記入します。加入対象外のパソコンに対しては一切適用されません。
(1) 当社が販売する本商品の本会員加入の各プランに含まれる以下の商品の組合せとなり、個別の商品を解約・変更することはできないものとします。
① パソコン初期設定 ② ワイヤレスインターネット ③ ゲーム機インターネット設定サポート ④ トラブル復旧サポート ⑤ トータルサービスコールセンター利用権
⑥ バリウーマンメンバーアドレスとなり、個別の商品を解約・変更することはできないものとします。
(2) 会員は本商品と「Appleバリューパックオプション」をお申し込みいただいた場合、24ヶ月以上ご利用されることを前提に、加入日より3年間アップルが提供するAPP⑦テクニカルサポート ⑧修理サービスを利用することが出来ます。3年間のAPPサービス⑦⑧終了後は②③④⑤⑥のサービスのみ継続して利用できます。その継続については、会員より当社コールセンターに解約の連絡がない場合は自動的に継続されます。また、会員はAPPのみの解約(⑦⑧)をおこない、アップルが定める利用残額の返金を受けることが出来ます。その場合においても当社が定める本サービスの料金は割引されません。また、本商品及び「Appleバリューパックオプション」の契約が当社が定める手続きにより、解約した場合、お客様がアップルにAPPの解約を申請しない限りは⑦⑧のサービスを継続して利用することが出来ます。APP⑦修理サービス ⑧テクニカルサポートに関する規約は別紙APP規約をご確認ください。
(3) ①は②③⑥の設定の為に必要なパソコンの初期設定であり、インターネット設定・周辺機器設定等は含まれません。
(4) 本商品は課金開始より24ヶ月以上の使用を前提としたものです。24ヶ月以内の解約に関しては、①の初期設定料金を含む契約解除料をご請求させていただきます。
(5) ②③のサービスに使用する無線LAN通信機器は、サービス加入中のレンタルであり、サービス解約時は申込店舗に返却することとします。
本会員が②③の解約後、無線LAN機器返却が不可能な場合、5,000円にて販売することとします。但し、販売後当社および機器製造メーカーは、機器および③サービスのサポートを一切行いません。
(6) ③は当社が定めるゲーム機と当社が提供する通信機器が無線LAN(Wi-Fi)にて通信できるように設定するサポートであり、インターネット接続後の使用・操作方法についてのサポートは行いません。サポートの対象となるゲーム機は当社が定める機器となり、当社が予告なく変更できることとします。また、ゲーム機に故障や部品・付属品の不足等の問題がある場合は、当社はサービス提供の責を負いません。
(7) ④に関する店頭でのサポートはプレミアムメンバーカードを店頭で提示した場限り提供いたします。
(8) ④について、当社は、直接的、間接的、付随的な損害を含みこれに限定されない、本サービスの不備や機器・作業から発生するいかなる種類の損害に対してもその責を負わないものといたします。ただし、当社の故意または過失によるお預かり機器の破損・故障・紛失に関しては、該当機器の修理または、同等機器を上限額として損害賠償することといたします。また本サービスの目的が達成されなかった時の損害賠償は、サービス代金を上限額として損害賠償することといたします。
(9) ④について、年間で使用回数が定められている利用権利は、各サービス加入月を含む12ヶ月間を1年間とします。当年間のみ有効な権利とし、未使用の権利は次年に繰り越さないものとします。13ヶ月目の1日より、各サービス加入月を含む12ヶ月間の1年間サービスとして、契約を更新することとします。また各サービスにおいて、上限回数を越えるサービスを提供する場合、当社の定める追加料金をお支払いいただくこととします。
(10) ④は本商品のサービス対象パソコンの不安定動作、未動作等の状況からの復旧作業等、当社の定める作業のみ適用されるものとし、その判断は当社が行うものとします。
(11) ④について、当社の都合でなくハードウェア/ソフトウェアを追加した場合は、本サポートによる優待復旧はできないものとなります。また、その判断は当社が行うものとします。
(12) ④につき、復旧作業をするパソコンにおいて、当社は既に導入されているデータ、ソフトウェア、設定の復旧・復元を保証する責を負わないものとします。購入パソコンの初期不具合などによる交換後の再設定も本サービスにより適用されることといたします。復旧とはパソコンを購入時の状態に戻し、本商品のサービスに必要な設定を行うものであり、契約者自身により導入したソフトウェア/周辺機器の設定は含まれないものとします。データの復旧・復元、並びにソフトウェア/周辺機器の再設定はオプションサービスにより行うこととします。
(13) ⑤について、当社が規定する以外の質保証については、当社はサービスを提供する責を負わないものとします。その判断は当社が行います。
(14) ⑤の利用は、本商品の契約者本人か、同居している家族に限り有効となります。
(15) 当社は本商品のサービス提供において、当社の故意または過失に起因する場合を除くいかなる場合においても、当社の責に帰すことのできる事由による損害、当社の予見の無当を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益、派生的損害、第三者からお客様に対してなされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他のソフトウェアの破損、変更、または消滅について、責任を負わないものとします。
(16) 当社は、本商品の全部または一部を当社が選定した協力会社へ委託する場合があります(対象機器の発送・配達・荷受けを含む)。この場合、当社の責任の範囲は当規約の各条項に定める内容と同様とします。
(17) ⑥についての規約は第9条に定める通りとなります。
(18) 当社は、本会員への事前の通知なく本商品の内容、名称、または仕様を変更することがあります。その内容は、当社指定の方法により本会員に随時通知いたします。
(19) 各サービスの詳細は、別紙「PCDEPOTトータルサービスの手引き」を参照してください。当社は本規約及び左記「手引き」の内容についてご確認、ご了承頂いたことを前提にサービスの提供を行なうことといたします。

第7条 割引サービスについて

- 本商品は24ヶ月以上使用していただくことを前提に、「長期契約割引」として、初期設定費用ならびに端末料金(パソコン本体を含む)・月額料金が割引されております。24ヶ月以内に解約される場合、別紙に定める契約解除料がかかります。長期割引期間満了月の翌月より、通常料金「ベーシック」(年と割加入)の月額料金が自動的に変更となります。
- 会員は24ヶ月間の長期契約割引満了後、本サービスの1年間継続利用を当社にお約束いただくことを条件に、通常料金「ベーシック」の月額料金から500円割引となる「年と割」への加入ができます。
(1) 長期割引期間満了月の翌月より、自動的に「年と割」加入が適用されます。「年と割」加入を希望されない場合は、期間満了月以前にトータルサービスコールセンターへの電話又は郵便による通知が必要です。
(2) 年と割は会員より解除の申し出がない限り、1年単位で自動更新となります。
(3) 年と割の契約解除は会員が当社トータルサービスコールセンターへ電話または郵便にてその旨を通知することにより行われます。
(4) 年と割の更新月は年と割加入日から算出し、1年後の同日が含まれる月となります。
(5) 年と割更新月以外の契約期間中に、本サービスの解約もしくは年と割の解除をした場合は、契約解除料3,150円がかかります。

第3章 契約

第8条 契約の申込

- 会員契約の申込は、本規約および別紙「CoDenペイメント利用規約」に同意のうえ当社所定の方法により行うものとします。
- 当社は、申込がなされたとき、申込者に対し本サービスを利用するための会員番号を交付いたします。

第9条 ⑥バリウーマンメンバーアドレスのメールアドレス、およびメールアドレス等について

- 「Appleバリューパックオプション」への加入に際し、当社は会員契約成立後速やかに、バリウーマンメンバーアドレス(以下「メールアドレス」という。)を利用するためのユーザーIDおよびパスワードを記載した会員証を店頭にてお渡しいたします。また、当社に契約者のパソコンへ当該メールアドレスを設定いたします。
- 本会員は当社指定の方法により本商品申込時にメールアドレスを設定することができます。ただし、他の会員のメールアドレスを設定することはできません。
- 本会員は、前項によるメールアドレス設定後は、メールアドレスを変更することはできません。
- 本会員は本商品のうちメールアドレス付特典について、メールアドレス、およびパスワードにより当該サービスを利用することができます。
- 本会員は、当社が別途定める場合を除き、メールアドレス、およびパスワードを、第3者に使用させ、または、売買、譲渡もしくは貸与してはならないものとします。
- メールアドレス、およびパスワードの管理および使用は会員の責任とし、使用上の過誤または第3者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。
- 本メールアドレスは当社が指定するメールアドレスにてご利用に限定されるものであり、その他のメールアドレスにてご利用は保証されないものとします。
- 本アドレスの受信サーバー容量は30MBまでであり、容量を超過する場合古いデータから順に削除されます。また保持期間は90日間であり、その間に受信されなかったメッセージは削除されます。
- 本アドレスは設備の状況により、電子メールの送受信が遅延したり未着になる場合があります。
- 本アドレスのトラブルにより発生する直接及び間接の損害について当社は一切の責任を負いません。

第10条 申込の承諾

- 1 会員契約は第8条に定める申込に対し、当社がこれを審査のうえ承諾したときに成立します。
- 2 当社は、次の各号の場合には、会員契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、会員契約成立後であっても、次の第1号に該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。ただし、次の第2号、第4号、第5号、第6号の場合には当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内に是正されないときには、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。
 - (1) 会員契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠りまたは怠る恐れがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用等により会員契約(その他当社が提供するサービス契約を含みます)の解除または本サービス(その他当社が提供するサービスを含みます。)の利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) 申込者が未成年者等であって、会員契約の申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (5) 本商品の申込者が、CoDenペイメントの定める規定に遵守したお支払いをしていただけないとき
 - (6) その他会員契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 前項に従い当社が会員契約の申込の不承諾または会員契約の解除を行うまでの間に発生した料金等については、申込者は、第5章の規定に準じてこれを支払うものとする。

第11条 契約事項の変更等

- 1 本会員は、その氏名、住所または連絡先等に変更があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届出るものとします。
- 2 本会員は、会員契約プランを変更しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から20日までに当社に通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、会員契約コースの変更があったものとします。
- 3 会員は、次の各号の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社に申込みものとします。
 - (1) 本商品のプラン、オプションサービスの追加・解約・変更
 - (2) 料金等の支払方法に利用するCoDenペイメントの情報等
- 4 当社は、前項の変更申込があった場合は、第8条の規定に準じて取り扱います。
- 5 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合は、第10条第2項の規定に基づき本商品の利用について変更された事項を適用いたします。

第12条 権利の譲渡等

- 1 本会員は、本サービスの提供を受ける権利を第3者に譲渡、売買、名義変更、に供する等の行為をすることができません。
- 2 会員が死亡した場合は、本サービスを受ける権利を相続人が承継することはできません。
- 3 当社は、会員の死亡の事実を知ったときは、その時点で会員契約の解除があったものとして取り扱います。
- 4 当社はこの規約に基づき、会員に何ら通知を行うことなく、当社が会員から料金等(延滞利息を含みます)の支払いを受ける権利の全部または一部を、CoDenペイメントを運営するNTTコミュニケーションズに対し、譲渡することができるものとします。また当社は、NTTコミュニケーションズに譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取消し、またはNTTコミュニケーションズから再譲渡を受ける事ができるものとします。

第13条 「プレミアムメンバーカード」再発行

当社は、本会員がプレミアムメンバーカードを紛失、盗難、毀損、滅失等で、当社が認めた場合に限り再発行を認めるものとします。なお、この場合、本会員は当社所定の再発行手数料1,000円の負担が必要となります。

第14条 会員が行う契約の解除

- 1 本商品は同時にお申込みいただいたインターネットサービスと併せて最初の課金から24ヶ月以上使用していただくことを前提に、「長期契約割引」として、初期設定代金・APP代金・端末料金(パソコン本体を含む)、月額料金が割引されています。本サービスもしくは同時にお申込みいただいたインターネットサービスを無料期間中及び最初の課金より24ヶ月以内に解約された場合は、初期設定費用40,000円をCoDenペイメントにて請求させていただきます。Apple/パルコム/バックアップ加入の場合は下記に定めるオプションのお支払い残金を合わせて請求させていただきます。CoDenペイメントにて請求させていただきます。また、同時にお申込みいただいたインターネットサービスが回線の都合により開通しなかった場合、当社指定のADSL・モバイル通信サービスタイプのインターネットサービスに振り替え申し込みをおこなっていただきます。振り替えのサービスも開通していなかった場合は、本契約は当社の承諾を持って解約されるものとします。その際は解約された場合と同様に初期設定費用を請求させていただきます。
- 2 第7条2項に定める「年とく割」が適用されている場合、年とく割更新月以外の契約期間中に本サービスの解約もしくは年とく割の解除をした場合は、契約解除料3,150円がかかります。
- 3 本会員は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から20日までに当社に通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、会員契約の解除があったものとします。
- 4 解約後に停止されるサービスについて
②ワイヤレスインターネット ③ゲーム機インターネット設定サポート ⑥パルコムメンバーアドレス
- 5 消滅する権利について
④トラブル復旧サポート ⑤トータルサービスコールセンター利用権
- 6 本商品中の個々での解約はできないものとします。APPサービスに関してはお客様がアップルに連絡することにより解約できますが当社への合計24回の利用料金支払いは必要となります。
- 7 ②③/パソコン・ゲーム機ワイヤレスインターネット接続サポートを含むプランの契約解除は、サービスに使用する機器の返却もしくは販売の完了を当社が確認した時点で成立することとします。
- 8 ②③に使用する機器の返却は原則当社申込み店舗への持込とし、やむを得ない事情により持ち込みが行えない場合は、郵送にて当社に返却することとします。その場合の発送にかかる費用は、本会員の負担となります。
- 9 当社は、既に受領した利用料金その他の債務の払い戻し等は一切行方責を負わないものとします。
- 10 前項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、会員契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第15条 契約解除の通知

- 1 当社の定めるトータルサービスコールセンターにご連絡をいただき、メールにて本会員に解約通知書を送付し、本会員が記入したその返送通知書が当社に到着した時点で契約解除通知が完了(以下「解除通知完了」といいます)したものとします。
- 2 会員契約の解除依頼が契約解除期限の前であっても、解除通知期限を過ぎた後での解除通知完了に関しては、翌月の会員契約の解除となります。

第4章 利用中止、利用停止および当社が行う契約の解除

第16条 利用中止

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、会員による本商品の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の本商品用の設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 災害等により本商品の全部または一部が提供できない場合
 - (3) 本会員もしくは第三者による本商品用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える行為、または本会員もしくは第三者による迷惑メール等送信行為があった場合
- 2 当社は、前項の規定により本商品の利用を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。当社は、前各号による本商品の中止に伴い本会員、または第三者が被った被害に対するこの規約で定める以外、その一切の責を負わないものとします。

第17条 利用停止

- 1 当社は、本会員が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、当該会員による本商品の利用を停止することがあります。
 - (1) 会員契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 支払期日を過ぎても料金等を支払わない場合
 - (3) 本商品の申込者が、CoDenペイメントの定める規定に遵守したお支払いをしていただけないとき
 - (4) 破産手続き開始または再生手続き開始の申立があった場合
 - (5) 第6章第23条に反した場合
 - (6) 前各号の他この規約上の義務を現に怠りまたは怠る恐れがある場合
- 2 当社は、前項の規定により本商品の利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を会員に通知します。ただし、緊急時や連絡がつかない等のやむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は、前条の規定により本商品の利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにも関わらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法で通知することにより、その会員契約を解除することができるものとします。また、長期間連絡が取れない等、止むを得ない場合は、通知なしに契約を解除できるものとします。
- 2 本会員が前条各号所定の事由に該当し、当社業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合には、本商品の利用停止をしないで、当社所定の方法で通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。
- 3 前項の規定により会員契約が解除された場合、会員は、本商品の利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額および契約解除料を直ちに支払うものとします。

第5章 料金等

第19条 料金等

料金等の具体的な額は、当社指定の本商品料金表によるものとします。また、当社の都合により本商品の料金を変更することがあります。本商品は、パソコンに適用されるサービスであり、対象となるパソコンの購入価格、又は製造からの経過年数によって料金が決定します。

第20条 料金等の計算方法等

- 1 当社は、本商品の料金について、毎月の初日から末日までの間(以下「料金月」といいます)を単位として計算します。
- 2 当社は利用料金を料金月の前月末日に計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月を変更することがあります。

第21条 料金等の支払方法

- 1 会員は、次の方法により料金等の支払いを行うものとします。
 - (1) CoDenペイメント
 - (2) その他当社が定める方法
- 2 料金等の支払いは、NTTコミュニケーションズの提供するCoDenペイメントにてお支払いいただけます。またその規約については別紙CoDenペイメント利用規約に定めるものとします。
- 3 当社は本会員に対し、毎月の初日から末日までの利用分の請求をCoDenペイメントに対し、翌月の5日に行うものとします。
会員は、当社に別途申し出をしない限り、毎月継続して同様に支払うこととします。
会員は、NTTコミュニケーションズの「N」から始まるお客様番号等、CoDenペイメントの登録内容に変更があった場合には、遅延なく当社にその旨を申し出ることとします。
- 4 当社は会員の利用料金の計算を利用月の末日に計算し、確定します。
- 5 当社はCoDenペイメントにてお支払いいただいた料金に関して、領収証を発行する義務を負いません。会員はCoDenペイメントによって支払ったサービス使用料等の料金について、当社からの領収書を請求しないことを承諾することとします。
- 6 前項の規定にかかわらず、本商品の料金について、その全部または一部の支払時期を変更させていただくことがあります。
- 7 当社は、契約者に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、契約者に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の営業許可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとします。契約者は、この債権譲渡を承諾するものとします。
- 8 契約者とCoDenペイメントを運営するNTTコミュニケーションズの間で利用料金等の債務を巡って紛争が発生した場合は、該当の債権が当社にすべて再譲渡され、当社が窓口となり対応いたします。

第22条 延滞利息

- 1 本会員は、本商品の料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について、年15%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 2 当社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

第6章 会員の義務

第23条 会員の義務

- 1 本会員は、本商品を利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 本商品により利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
 - (2) 他の会員の会員番号等を不正に取得もしくは使用し、または他の会員もしくは自己の会員番号等を不正に他の会員もしくは第三者に使用させる行為
 - (3) 他の会員、当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (4) 他の会員、当社もしくは第三者を誹謗中傷またはその名誉もしくは信用を傷つけるような行為
 - (5) 他の会員、当社もしくは第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
 - (7) 他の会員、当社もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、他の会員、当社もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の会員、当社もしくは第三者の電子メールの受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に違反する行為(以下まとめて「迷惑メール等送信行為」といいます。)
 - (8) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適当もしくは有害な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に違反する行為
 - (9) 本会員もしくは第三者の設備等または本商品用設備に過大な負荷を与える行為
 - (10) 事実と反する情報または意味のない情報を送信する行為
 - (11) その他法令に違反または公序良俗に反する行為
 - (12) その他本商品の運営を妨げるような行為
 - (13) その他各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
- 2 本会員は、本商品の利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本商品の利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の会員または第三者から何らかの請求がなされた場合は訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第7章 雑則

第24条 会員への通知

- 1 当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、本会員に随時必要な事項を通知するものとします。
- 2 当社から本会員への通知は、前項に基づきその内容が本サービス用設備に入力された日に効力を生じるものとします。

第25条 著作権等

- 1 別段の定めのない限り、本商品にて提供される全ての情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社または当該サービス提供各社に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本商品の著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。
- 2 本会員は、本商品を利用することにより得られる一切の情報(本商品内に含まれる全てのサービスを含みます)を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行ってはならずおよび第三者をして行わせてはならないものとします。

第26条 機密保持及び個人情報の取扱い

- 1 当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密情報(個人情報及び通信の秘密を含みます)を厳重に管理し、機密情報を保護するために合法的な予防措置を実施するとともに、第三者に開示・漏洩しないものとします。機密情報のうち、個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいひ、個人の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等を含むがこれに限らない)については、個人情報の保護に関する法律、その他の法令、各種ガイドラインを遵守します。
当社は契約者が本商品の利用に関して損害を被った場合でも、何らの責任も負わないものとします。ただし、個人情報に関わる問題が発生した場合は個別に対応します。
- 2 当社では、以下の目的のために契約者の個人情報を利用します。
 - (1) 本商品・インターネットなど、当社サービスを提供するため
 - (2) アフターサービスを行うため
 - (3) 請求を行うため
 - (4) 契約者に有用と思われる情報の提供に利用するため
 - (5) 契約者に個別にご了解いただいた目的に利用するため
- 3 契約者は、前項利用目的のために、当社が、個人情報の一部を個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で外部業者へ委託することにより承継するものとします。
当社が保有する個人情報の取り扱いを外部委託するときは、契約により情報管理を徹底すると共に当社の責任において、委託業者に対して適切な管理・監督を行います。
- 4 当社では、法令の規定に基づき利用または提供しなければならない時を除いて、個人情報を契約者の同意なしに第三者へ提供することはいしものものとします。
この規定は、本商品の契約が終了した後も継続するものとします。
- 5 当社は、契約者の個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などが起こらないよう適切な安全管理策を実施し、厳重に管理します。
ただし、当社クリニックサービスをご利用の際は作業内容によって、当社にてお客様のパソコンをインターネットに接続、または、お客様の画像、音楽、個人情報、他人の個人情報等(以下「個人情報」という。)を複製、格納等することがございますが、お客様自身にてバックアップ後、消去してお持ちください。当社では、お客様のパソコン内の個人情報データに関しての消去、流出、毀損、変化等に関しては、当社が管理責任を持たないと共に、保証はいたしません。
- 6 当社は、契約者から当社が管理している契約者の個人情報について開示の請求があった場合は、原則として開示します。
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該請求にかかる個人情報の全部または一部を開示しないことがあります。
その場合には、契約者に理由を通知します。
 - (1) 申請書に記載されている住所と当社の登録住所が一致しない場合等、ご本人からの請求であることが確認できない場合
 - (2) 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
 - (3) ご提出いただいた申請書類に不備があった場合
 - (4) 当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすとき
 - (5) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害する恐れのあるとき
 - (6) 他の法令に違反することとなる場合
- 7 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。
- 8 当社は、本会員等が入会の申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きを取ることがあります。

「本サービス内容の問合せ先」

PCDEPOT—ータルサービスコールセン! 朝 9:00~夜 9:00
0570-020-109(携帯・PHS・ひかり電話からは045-330-1360)

「Edy紛失・盗難時等に関する問合せ先」

Edy救急ダイヤル 平日:9:30~19:00、土日祝日:10:00~18:00
0570-081-999 休業日:1/1~1/3と毎年2月第1日曜日